

長野県消費生活審議会 議事録

日 時 平成23年(2011年)10月11日(火) 午後 1 時30分から 3 時30分

場 所 長野県庁議会棟第 1 特別会議室

出席者

審議会委員

久保田勝士委員、小金玲子委員、樋口一清委員、山岸重幸委員、織田ふじ子委員、
重千富委員、関黎子委員、塚平匡江委員、宮島歌奈子委員、土屋阿さ子委員、林部勤委員

県 側

消費生活室長兼長野消費生活センター所長 小口由美、課長補佐兼企画指導係長 山崎唯史、
副参事兼課長補佐兼相談啓発係長 竹内まり、松本消費生活センター所長 小林仁、飯田消費
生活センター所長 桐生達夫、上田消費生活センター所長 石黒彰 ほか

1 開 会

(事務局 消費生活室 山崎課長補佐)

本日は大変お忙しい中、ご出席をいただきましてまことにありがとうございます。

定刻となりましたので、ただいまから長野県消費生活審議会を開会させていただきます。私は当審議会の事務局を務めております県企画部消費生活室の山崎と申します。どうぞよろしく願いいたします。会長が選出されるまでの間、進行を務めさせていただきますので、どうぞよろしく願いいたします。

最初に、委員の選任についてご報告申し上げます。本審議会の委員につきましては、お手元の資料の次第の次でございます第 2 期委員名簿のとおり、15名の皆様に、本年 8 月 7 日付で委嘱申し上げたところでございます。次に本日の出席状況でございますが、白鳥委員、田口委員、小山委員及び塚田委員から、所用のため欠席する旨のご連絡がございました。本日は委員総数15名中11名の皆様のご出席をいただいておりますので、長野県消費生活条例第40条で準用する第28条第 2 項の規定によりまして、委員の過半数の出席がございましたので、会議が成立していることをご報告申し上げます。

それでは開会に当たりまして、県企画部消費生活室長の小口由美からごあいさつを申し上げます。

2 あいさつ

(小口消費生活室長)

消費生活室長の小口でございます。どうぞよろしく願いいたします。

委員の皆様方には、日ごろから、長野県の消費者行政の推進に格別のご理解とご協力を賜り、厚く御礼を申し上げます。

また、このたびは、長野県消費生活審議会の委員を快くお引き受けいただきますとともに、本日は大変お忙しい中、ご出席をいただきまして、誠にありがとうございます。

さて、本県におきましては、平成21年 1 月に長野県消費生活条例を制定、施行し、同時に消費生活室を設置するなど、推進体制を整備してまいりました。商品やサービスが豊富で便利な世の中とされていますが、その一方で、多様な取引形態が出現し、決済方法も複雑化し、高齢者や若年者を狙った巧妙な悪質商法など、次々と新しい消費者トラブルが発生しています。重大な製品事故の発生、原発事故による食品の安全性に対する不安など、暮らしそのものを揺るがす問題も生じており、消費者の視点に立った行政の推進が求められています。

また、国におきましても消費者庁が発足をし、関係省庁と連携して対応を行っています。平成21年度から23年度までの間を、地方自治体の消費者行政活性化のための集中育成・強化期間と位置づけ、財政支援等を行っておりまして、本県におきましても約3億円の消費者行政活性化基金を造成し、特に市町村の消費者行政の充実強化を重点課題として、きめ細かい支援策を展開しているところです。

本審議会については、行政運営の透明性の確保や県民意見の施策への反映といった観点から、条例の規定に基づいて設置しているところです。委員の皆様方には、それぞれのお立場から消費者施策の推進に向け、忌憚のないご意見をいただきたいと思っておりますので、よろしくお願いいたします。

開会に当たりまして、一言ごあいさつさせていただきました。本日はどうぞよろしくお願いいたします。

3 委員紹介

(山崎課長補佐)

それでは、本日は本審議会委員改選後初めての審議会でもございますので、大変僭越ではございますが、私から委員の皆様をお手元の委員名簿に沿って、順次ご紹介をさせていただきたいと思っております。

(委員名簿により出席委員を順次紹介した後、県側出席者を紹介)

続きまして、資料の確認をさせていただきたいと思っております。本日の会議資料は、先日お送りさせていただいた資料と同じものです。次第の下段に配付資料とございますが、ここに記載のとおりでございます。委員の皆様には、本日追加分といたしまして、配付資料一覧の下段に記載がございます啓発資料を新たにお手元にお配りしてございますので、ご確認いただければと思います。

会議途中などで不足等がございましたら、すぐに職員がお伺いいたしますのでお知らせください。よろしくお願いいたします。

次に、本日の会議の内容につきましては録音をさせていただいて、後日、議事録として取りまとめる予定とさせていただきますので、申し訳ございませんが、ご発言はマイクを通していただきますようお願いいたします。

また、本日の会議の日程につきましては、おおむね午後3時30分終了を目途とさせていただきたいと思っておりますので、よろしくお願いいたします。

4 会議事項

(1) 会長の選任について

(山崎課長補佐)

それでは早速ですが、これより議事に入らせていただきたいと思います。

まず最初に、本年8月に新たに委員の選任が行われたことから、本審議会の会長の選任についてお諮りしたいと思います。会長につきましては、消費生活条例第40条で準用する第27条第1項の規定によりまして、委員各位の互選によることとされております。

お諮りいたします。会長の選任につきましては、どのようにすればよろしいでしょうか。よろしくご審議のほどをお願いいたします。

重委員、お願いいたします。

(重委員)

消費者問題について、豊富な学識経験と行政経験をお持ちで、また、前期の本会の会長を務められまして、消費者問題全般に非常に精通しておられる樋口委員が適任だと考えます。

(山崎課長補佐)

ありがとうございました。ただいま重委員から、樋口委員にお願いしてはいかがかとのご発言がございましたが、皆様、いかがでございましょうか。

(異議なし)

(山崎課長補佐)

樋口委員、いかがでしょうか。

(樋口委員)

私でよろしければ、お受けいたします。

(山崎課長補佐)

ありがとうございます。それでは、会長は樋口委員ということで決定させていただきたいと思えます。

本審議会の議長につきましては、消費生活条例第40条で準用する第28条第1項の規定によりまして、会長が務めることとされておりますので、樋口会長には、恐れ入りますが、正面の会長席にお移りいただきたいと思えます。よろしく願いいたします。

それでは、樋口会長からまずごあいさつをいただきまして、引き続き議事の進行をお願いいたします。

(樋口会長)

会長に選任いただきました樋口でございます。どうぞよろしく願いいたします。

本審議会でございますが、ご案内のように、長野県消費生活条例の中で定められた極めて重要な審議会だというふうに考えております。私自身は条例の制定当初からいろいろお手伝いをさせていただいているということでございまして、審議会の規定についてもいろいろ議論させていただいた記憶がございます。

条例の制定というと、だいぶ年をとっているんじゃないかと思いかもかもしれませんが、条例は長野県の場合は非常に若い条例でありまして、全国で最後につくられた条例であります。全国で最後につくられた条例なので、全国で最も良い条例にしたいという気持ちで、消費者の皆様、企業の皆様、関係者の皆様のご努力によって条例が無事制定されまして、そして条例に基づいて、条例の基本的な役割を担う審議会の第2期がスタートしたわけでございます。

私自身も、その時から審議会のお手伝いをさせていただいておりますけれども、その後、小口室長からもごあいさつがありましたけれども、消費者庁が出来たり、あるいは、地方の消費者行政について集中育成・強化期間ということで、国のほうでもいろいろな改革がございました。また、私どもの条例制定の際に、実は条例だけではなくて、県の消費者行政の組織についても大きな改革がございまして、現在の体制が出来たわけでございます。そういう中で、いよいよ第2期ということでございまして。第1期は、最初に新しい考え方が出されたということですが、いよいよこれを関係者の皆様のご努力でぜひしっかり定着をしていきたいと、その中で、審議会としてもできるだけそのお役に立てればというふうに考えております。

本日は、特に消費生活条例の第41条で定めます「消費者施策の状況等の公表について」ということが一つの議題だと伺っています。この消費者施策の公表というのは非常に重要な位置づけのあるものでございます。私どもは消費者基本計画というものをつくるという道も考えられたわけでございますが、条例についての検討の中で、この審議会の中でしっかりと行政から事業の状況についてご報告いただくと。そして消費者の皆様、企業の皆様、関係者の皆様に交えて議論をしていくという性格づけをして、こういう条例をつくったというふうに記憶をしております。

また本日は、信州型事業仕分けの対象ともなっている、県と市町村の消費者行政の役割分担の問題も議題になるというふうに聞いていますが、こちらも条例制定当初から大変大きな議論があった点でございます。そういう意味で、私、微力ながら、司会役を務めますが、ぜひ皆様の活発な議論をいただければというふうに思う次第でございます。どうぞよろしくお願いいたします。

それでは、会議事項に入りますが、実り多い議論ができますよう皆様のご協力をお願いいたします。

まず消費生活条例第40条で準用する第27条第3項の規定によりまして、会長の職務代理者を指名させていただきますことになっておりますので、私から指名させていただきたいと思っております。

この審議会は、識見者、消費者、事業者の3つの属性から委員が選任されていますが、審議の内容によっては、消費生活における当事者同士である消費者と事業者の方々の意見が合わないといいますが、対立することも想定されるということでございます。そうした場合に、中立的な立場で意見を申し上げ、その集約を図っていくというような立場であるというふうに認識をしております。

つきましては、そういう観点から、今まで消費者問題に公正な立場からご経験を積み重ねておられたという理由で、山岸委員に会長の職務代理者をお願いしたいと思っております。よろしいでしょうか。

(山岸委員)

よろしくお願いいたします。

(樋口会長)

ありがとうございます。それでは、早速、議事に入りたいと思っております。本審議会の運営につきましては、お手元に配付されております、前期の当審議会において決定した「長野県消費生活審議会の運営について」に基づきまして、会議の公開、議事録の作成及び公表、並びに傍聴についての取扱いを行うこととされておりますが、今回以降も同様に実施することとしてはいかがでしょうか。

(異議なし)

(樋口会長)

特にご異論がなければ、第1期の長野県消費生活審議会で定めました運営の要領に基づいて、第2期も行っていきたいというふうに思います。

早速でございますが、本審議会に関しまして、報道の皆様も含めまして、傍聴者の方の撮影・録音は、先ほどご確認いただきました当審議会の運営要領により、事前に会長の許可を得ることとされておりますので、この件について皆様にお諮りした上で決定したいと思います。

本日の会議につきまして、傍聴者の撮影・録音を許可することにご異議はございませんでしょうか。

(異議なし)

(樋口会長)

ありがとうございます。特段のご異議がないようですので、本審議会の運営については、傍聴者による撮影・録音を許可したいと思います。

(2) 消費者施策の現況について

(樋口会長)

続きまして、会議事項を進めてまいりたいと思っております。それでは、消費者施策の現況について、事務局から説明をお願いいたします。

(小口消費生活室長)

(資料第1号から第3号に基づき説明)

(樋口会長)

ありがとうございました。ただいまの消費者施策の現況については、先ほど私からも申し上げましたけれども、消費生活条例第41条による消費者施策の状況等の公表という条例の規定による位置づけがあるものというふうに理解をしております。

それでは、早速、ただいまの説明への質問も含めまして、委員の皆様から自由なお立場でご意見、ご質問、議論などをお願いしたいと思います。よろしくをお願いしたいと思います。

時間の制約が若干ございますので、多くの委員にご発言いただくということで、お一人おおむね2分程度を目安にご意見をいただければと思います。いかがでしょうか、室長の説明に対する質問でも結構でございますので、小金委員、お願いいたします。

(小金委員)

施策が多岐にわたってきめ細かく実施されており感謝申し上げます。

質問ですが、資料には昨年度の相談件数が13,000件あり、是正指導件数が4件とあります。条例では不適切な商取引行為が具体的に規定されています。寄せられた苦情をそれに照らし合わせていただくと4件という数字がとても少ないように感じました。

是正指導がされると公正な取引が行われるようになり、非常に大きな効果があると思いますがいかがでしょうか。

(小口消費生活室長)

パイオネット(全国消費生活情報ネットワーク・システム)に消費生活相談の蓄積をしておりますので、特定の事業者について、不適正な勧誘、あるいは書面の不交付などが行われている状況があれば、まず情報を調べまして、それから消費者、あるいは事業者から事情を聴き不適切であるというときに事業者指導を行っております。

なかなか職員の数も限られている中で、必ずしも十分実施できていないと思われるところもありますので、今後、引き続き、意を注いで行ってまいりたいと考えております。

(樋口会長)

小金委員がおっしゃった点は非常に重要で、行政指導と行政処分というのは、かなり基本的な性格が違っているのではないかと理解しております。個別の事業者に指導するというのももちろん大事なんですが、国全体として、特定商取引法についても、1990年代の後半からは行政処分するという形、その手続の透明性ということが重要だと。今回の条例でも、いろいろ類型を示したのは、手続の透明性ですね。第三者の方がご覧になっても、どういう問題があって、どういうふうに行政が対応したのかということをはっきりとしていくという意味合いがあったのではないかと思います。

今、消費生活室は、なかなか限られたスタッフの中で大変お忙しいのではないかと感じるんですけども、そういう条例制定の趣旨についてもぜひご理解いただければというふうに思っておりますので、なかなか現実にその処分をするとなると大変なことで、私も初めての行政処分を国でやった立場で言うと、処分に至るまでには客観的な事実関係を明確にしなければいけないというようなことがあって大変ご苦労されていると思いますので、この表には出てこない部分で、大変、難しい問題に直面しておられるとは思いますが、ぜひ、できれば積極的にそういった制度を活用していただいて、事例を積み重ねていくということが重要ではないかというふうに思いますので、よろしくをお願いいたします。

(山崎課長補佐)

若干、追加、補足させていただきます。委員ご指摘のとおり、私どもも非常にこの部分について、全国的な流れもございますけれども、強化していかなくてはいけないと考えております。現在、職員と不当取引調査員でチームを組んでやっているところですが、これまで2年間、洗い出しも含め、事務の積み上げをしてきているところがございます。徐々にその辺の積み上げができてまいりましたので、さらに前向きに取り組んでいけるよう、体制も含めて検討してまいりたいと思いますので、よろしく願いいたします。

(樋口会長)

小金委員、よろしいでしょうか。では、ぜひ大変なことではありますけれども、よろしくその方向でお願いいたします。ほかにいかがでしょうか。重委員、お願いいたします。

(重委員)

昨年ですけれども、消費者団体連絡協議会として、消費生活センターを立ち上げた市の訪問をさせていただきました。その中で、やはり前向きな市町村とそうではない市町村というのが、私たちが訪問させていただいただけでも分かるような状況です。

そういう中で、補助金を使ってそういうものを広げていきたいとあるわけですが、市町村に対して県がどこまで指導ができるのか。あるいは、市町村のほうは予算がないとか大変だということで、県として、どのような立場でそこを調整していくのかということをお聞きしたいと思います。

(小口消費生活室長)

市町村との関係につきましては、2番目の議題にも出てまいりますが、消費者安全法が施行されまして、その中で、県と市町村の役割分担も明確に示されておりますので、そのあたりを、私どもが市町村を訪問などしてご説明いたしまして、まずは市町村で相談を受けていただく責務がありますというお話を申し上げております。

市町村の取組も徐々に高まってきており、今、基金を使った支援もできますので、そういったものをいろいろ活用していただく中で、県といたしましては、市町村にしっかりと対応していただくことで、トータルで消費生活の安心・安全を確保されるということをお話しいたしまして、協力を要請しております。

おっしゃったとおり、市町村によってはだいぶ温度差も見られるところもございますけれども、相対的に取組は充実されてきているのではないかと感じております。

(樋口会長)

重委員、よろしいでしょうか。今、室長からもお話しありましたが、2番目の議題では、この点についてさらに議論を深めたいと思いますので、またご説明を聞いて議論していきたいと思います。ほかにいかがでしょうか。織田委員、お願いします。

(織田委員)

消費者講座等の開催というところでちょっとお聞きしたいと思います。消費者問題シンポジウムとか、そういうところに消費者の会として参加することが多いんですが、講座に出る方というのが大体決まったメンバーが出るのが多くて。この資料見ますと、実績としても年間17回、933人が受講というふうにありますけれども、この数字というのは、講座を開催する任務としては良かったというふうに捉えていらっしゃるのかどうか、ちょっとお聞きしたいと思っております。消費者側から見ると、いつも何か同じ方が行っているようなところもありますので、本当に自立した講座を開催されているというふうに捉えていらっしゃるかどうかということだけお聞きしたいと。

(小口消費生活室長)

5か年計画の中期総合計画の中で消費者講座の受講者数、年間開催数というものの目標を設定しております。それで見ますと、おおむね、目標を達成しつつあるという状況になっております。

まだ計画終了までには23・24年度もございますので、途中経過ではありますが、目標は達成しつつある状況です。

(樋口会長)

織田委員、よろしいでしょうか。ありがとうございました。

せっかくですので、皆様からいろいろ一言ずつお話しただければと思います。順番で来ましたので山岸委員、お願いいたします。

(山岸委員)

8ページに、平成23年度新規事業として消費者意識調査とありますが、これについて、もう少し内容を具体的に教えていただきたい。実施規模と次年度以降の継続の予定があるのかといったこともお聞きできればと思いますが。

(小口消費生活室長)

この意識調査は基金を活用して今年度実施したいと考えておりますので、それ以降の計画については今のところございません。あくまで計画段階ですが、県内全域の満20歳以上の男女2,000人を対象に、層化二段無作為抽出で、市町村の選挙人名簿の登録者から抽出をいたしまして、郵送法で調査をしたいと考えております。

調査項目といたしましては、消費生活センター、市町村の消費者相談窓口の認知度や満足度、消費者トラブルの被害の経験や相談経験の有無、悪質商法や対処方法の認知度、あるいは食の安全、製品の安全、環境問題などに対する意識、それから行政で行っております消費者情報の提供に対する満足度や要望、消費者教育に対する満足度や要望、消費者行政への要望、消費者活動への意欲、こういったものを調査項目として考えております。

(樋口会長)

私も個人的にはそこが専門の領域なんですけれども、無作為抽出でそれだけの規模でおやりになるのであれば、少し専門的な機関なり関係者と連携をとるといいのではないかと。信州大学でも無作為抽出で、市単位で、何カ所か意識調査をさせていただいているので、ぜひ、そこに少し科学的な視点も入れていただいて調査をすると、活用の範囲が広がるのではないかと考えていますので、関係者の方ともよく連携をとってやっていただいたらよろしいかと思います。

それでは、久保田委員、何かありますでしょうか。

(久保田委員)

5ページの高齢者向け啓発の部分にある高齢者あんしんハンドブックをつくっていただきまして、民生委員さん等を通じて一人暮らしの高齢者の皆さんのところへ配布している、各町村でそのように対応しているのではないかとと思うんですけれども、担当者の意見を聞きますと、果たして一人暮らしの高齢者の皆さんに、本当にこれで良く理解してもらえるのだろうかちょっと疑問を持ちながら配布しているようです。実際にあらかじめ読んで理解して対応できるかどうかというところに多少疑問があるわけですが、もうちょっと簡単な方法での啓発ができないかということですね。これ以上簡単にしろというと、また分からなくなってしまうのかちょっと分かりませんが。

そんなこともあって、配布するときに民生委員さんがちょっとご心配なされているという話を聞いたものですから、また今後の課題の中で、分かりやすいように直していただければありがたいなと思っているものですから、よろしく申し上げます。

(小口消費生活室長)

高齢者の方が配ったものをなかなか読まないのではないかというような話も伺っておりますので、今年度は高齢者見守り直送便を行いますときに、市町村の窓口それぞれどの程度の部数を、どうやって配布していただけるのかということをお伺いしまして、その上で実施をしました。

民生委員の方が届けていただくときに、ちょっと声をかけていただくようお願いできれば、あるいは、消費生活センターや市町村の役場に相談窓口があるということだけでも、配った時に分かっていたら一つ一つの助けにはなるのではないかと考えて実施をしたものでございます。

ただいまのご指摘のような、より分かりやすいものをといった観点につきましては、更に考えていきたいと思っております。

(樋口会長)

ありがとうございました。それでは、林部委員、お願いします。

(林部委員)

先ほどご説明ありました、会長さんからも「処分と指導」というお話がございましたけれども、指導が相談件数に比べて少ないということですが、少ないなりに効果というものはどの程度なのか。指導されることによっておさまったというか、なくなったというか、そこら辺のことを確認したいと思っております。

(小口消費生活室長)

指導を行った業者が不備がある書面を交付してしまったという事例もございます。

行政が目目を光らせているんだと相手に伝えて、また、県内の中小の事業者の中には、特定商取引法の規定自体をあまりご存じでなくてご商売をなさっている方もいらっしゃいますので、そういった意味では、きちんと法律に基づいた事業展開をする必要があるということをお知らせし、勉強していただいて事業をしていただくということです。数は少ないですけれども、そういった中小事業者の方に対しての指導ということで、行っているところです。

(林部委員)

10ページの市町村相談体制の強化支援の中の相談員の養成について、23年度の計画では公募20人というようになっておりますが、それなりの知識や経験のある方なんでしょうか、どういったレベルの方を公募されているのか確認したいと思っております。

(小口消費生活室長)

消費生活相談員の業務に当たる資格のある方が非常に県内に少ないという状況がございましたので、今年度、公募を行いまして、一般県民の方の中で意欲のある方を募集いたしました。60人近い方から応募がございまして、その中から書類選考と面接による選考を経まして、20人に絞り込んで、その方に受講していただいております。

(樋口会長)

ありがとうございます。先ほどの処分の話ですけれども、企業側であまり状況が分からない方もいるということですが、実は指導だと、企業側の言い分を反映するチャンスがない場合もあるわけですね。ですから、行政処分をするというのは厳しいというだけではなくて、手続きの透明性という意味で非常に重要な点として、企業の方々もいろいろ事情がある、言い分があると。そういったこともきちんと手続的に明らかにした上でやっていきたいと思います、行政が一方的に指導するというのだと、なかなか企業側もとまどうというケースもあるのではないかと趣旨はあると思っております。

ただ実際に、長野県の事例でそういうものに該当するものがあつたかどうか分かりませんが、ぜひ

その辺は、将来、いろいろご検討いただければと思います。

それでは、よろしいでしょうか。今度、土屋委員からでしょうか。

(土屋委員)

ただいま先生が言われましたように、本当に企業のほうでは、私も含めて企業側の手続等いろいろ必要な知識を学ぶことが必要と思うんです。

そのような指導も、またよろしく願いいたします。

それから、簡単な質問ですけれども、一般の市民の皆さんが参加している消費生活協同組合というのは県内にいくつくらいございますか。

(山崎課長補佐)

職域生協が14、それ以外に地域生協が10、それから連合会的なものが一部ございまして、トータル25の生協がございます。

(樋口会長)

よろしいでしょうか、はい、ありがとうございました。それでは、宮島委員、いかがでしょうか。

(宮島委員)

資料の21ページから22ページにかけての2番の注意喚起情報の提供についてですが、県のほうで注意喚起をするように各市町村に指導をしていると思いますが、私は上田市から来ているんですけども、例えば高齢者が訪問販売の被害に遭う件数も多いということですので、回覧等々でいろいろな注意喚起をすると思うんですけども、世帯全員の目に届くような環境が整っているのかということも県のほうで把握したりしているんですか、市町村のところで、いろいろな注意喚起をどのように実施したのかということを確認したりしていますか。

(小口消費生活室長)

その都度はしていないですけども、例えば長野市でしたら、週間に出ている新聞に情報を載せたり、出前講座もやっていらっしゃる。ただ、個々にその都度の確認は行ってないところです。

(樋口会長)

ありがとうございました。それでは、塚平委員、いかがでしょうか。

(塚平委員)

7ページの公開講座についてですが、今までは消費者の会に入るには、飯田なら飯田というところへ講座を受けに行った方たちで構成していたんですけども、その方達ももう高齢になってしまっていて、だんだん消費者の会の会員数も減ってきております。そうした中で、公開講座をもう少し細かい単位でやっていただくと、私たちも会のほうへ入ってくださいというようなことも言えると思いますし、若い方たちの入会を県にも促していただきたいという、そういう気持ちがあるんです。

それから地域や市町村へのハンドブックの配布ですけども、私も役場にどうやってお渡ししたらいいんでしょうかと聞きましたら、もう困ったなど。誰かに配ってもらうのも大変なので、それであれば、老人大学で配ってちょっと説明していただければ役に立つと思いますよとお願いしておきました。

私たちができることは小さいことなんですけれども、消費者である高齢者の方、若者たちが被害に遭わないように少しでも啓発、子供たちに教えていってやりたいなという思いで活動しております。

今日はいろいろ勉強させていただきました。ありがとうございました。

(小口消費生活室長)

消費者の会の皆様方にはいろいろご尽力をいただきまして、ありがとうございます。

くらしのセミナー等の公開講座につきましては、県下4か所の消費生活センターの単位で行っておりますけれども、よりきめ細かいということになりますと、市町村などとも連携をして、また市町村での取組もこれから一層、展開していただけるように、県としても支援できればと考えております。

(樋口会長)

ありがとうございました。私も公開講座のお手伝いをしたことがあるんですけども、例えば、今、温暖化問題でいろいろ県でも議論を進めておられるようですが、ほかの分野のそういうセミナーのようなものとも連携をすると、ひとつ、いいのではないかと。消費者の問題だけというと、やはり女性の方でということになりますけれども、ほかの分野のいろいろな会合と一緒にやれば、ほかの分野で活躍しておられる方も顔を合わせることができず、なかなか難しいかもしれませんが、もし可能であれば、例えば環境問題、そういうものでいろいろ活動しておられる方と連携するとか、そういうようなことも可能であれば、ぜひ一つ、二つ、企画していただければよろしいかと思います。

最後になりますが、関委員、いかがでしょうか。

(関委員)

市町村によって、消費者問題に対して熱心なところとそうでないところがあると先ほどお聞きして、わたしのところも一生懸命やっていたではいるんですが、消費者の立場からするとあまり積極的ではないので、そういうところを県からもぜひご指導をいただければありがたいと思います。

また、お願いですけれども、くらしのセミナー等の公開講座について、長野まで来るのにはそんなに遠くはないんですが、やっぱり階段を登ったり下りたりで電車に乗るのが出来ない人がほとんどなので、昔あったような移動講座で、5人集めれば中野でもこういう講座が開催できるみたいな、そういうシステムがあるといいかなと、お願いをしたいと思います。

それと、セミナーは年間何回か開催されるいろいろなテーマがあってそれはそれでとてもうれしいんですけども、遠くの会するときには参加できないことが多いので、できたら同じコースの先生が飯田でも長野でもお話をされ、同じお話が北でも南でも聞けるような、そういうシステムがほしいなと思います。お願いばかりで申し訳ありませんが、よろしく願いいたします。

(小口消費生活室長)

講座の開催につきましては、現在もセンターの所在地以外での開催というケースもありますので、主に市のあたりと相談をして進めたいと思います。

本年度も、省エネですとか防災、それから表示の問題については統一のテーマで4か所で開催しておりますので、これからもそういった工夫はしていきたいと思っております。

(樋口会長)

何か、地域の消費者の方が手を挙げるとそこに行ってくれるとか、先ほどの話の応用で、地域の人たちが熱心に取り組んでいるということに行政側がこたえるというのも一つのやり方だと思うんですね。そういう道を開いておけば、今度このテーマでぜひ来てくれとか、消費者の会から要望されるとか、そういうやりとりを通じて、事前の準備それからフォローアップをしながら、その後の取組につなげていくような、そういう姿勢が重要ではないかなと思いますけれども、ぜひ、せっかく予算が豊かなときに、うまく活用していただけたらいいんじゃないかなと思います。

一通り委員の方々からご意見をいただきましたが、ほかに何か特にございましたら。山岸委員、お願いいたします。

(山岸委員)

先ほど相談員の今後の話が出たんですが、相談員の契約関係が、ある程度有期で、そのあと、契約関係が終了してしまうと、どうもその能力とノウハウを生かすことができないような話もちょっと聞いたことがあるので、その辺のところはどうなっているのか、ちょっと教えていただけますか。

(山崎課長補佐)

県の消費生活相談員の任用の関係でございますけれども、契約は1年更新で、最長で10年までの任期とさせていただきます。身分は県の行政嘱託員ですので、一般的には3年程度というふうになっているところを、消費生活相談員につきましては、その専門的な部分をかんがみて10年ということで、長期にさせていただきます。

ちなみに10年を超えた場合にどうするかという議論がございますけれども、一定期間あけた上で、再任することも制度的には可能となっているという状況です。

(樋口会長)

どうぞ、久保田委員、お願いします。

(久保田委員)

16ページと17ページに年齢別の傾向がございますが、特に高齢者のこういった事象については、その地域ごとに特徴があらわれているんですか。それとも県下満遍なくこのような状態なんですか。それによって市町村の取組もいろいろと出てくるのではないかと思うんですが。農村部とか都市部だとか。高齢者を狙うということになれば農村部に、非常にそういうところを狙われてしまうのではないかと。どういう傾向にあるのか、教えていただければと思います。

(小口消費生活室長)

地域での分析といったことはしておりませんが、電話勧誘の場合、未公開株とか投資の関係につきましては、一度被害に遭うと何度も繰り返し被害に遭うといったようなことがございます。地域によって、都市部か農村部かによって典型的な特徴があるといったような分析は、今のところ特にしていませんし、特にはないのではないかと考えております。

(久保田委員)

また、何かそういった傾向やデータがあれば教えていただきたい。やはりそういうところはしっかり市町村に取り組んでもらわないといけないと思うんです。

(小口消費生活室長)

支援員が市町村を巡回訪問しておりまして、その際には県の消費生活センターで何々町、何々村の相談はこういう相談がありましたということを具体的に持って市町村にお伺いして情報提供しておりますので、個別に情報を共有して対策をお願いするということは行っております。

(久保田委員)

よろしく申し上げます。

(樋口会長)

ありがとうございます。それでは若干時間が押していますので、この議題につきましては、一応、以上とさせていただきますと思います。

委員の皆様からいろいろご指摘をいただきましたので、消費生活室のほうでも、ぜひ委員の皆様の意見を踏まえ、より良い政策を目指して取り組んでいただければと思います。

ここで休憩という考え方もあるんですが、やや時間が押していますので、皆様、よろしければ、このまま続けたいと思いますが、よろしいでしょうか。事務局のほうもよろしいですか。

(審議会委員・事務局ともに了解)

(3) 消費者相談の充実事業について

(樋口会長)

それでは、引き続き 2 番目の議題に入らせていただきたいと思います。
消費者相談の充実事業について、それでは、事務局のほうから説明をお願いいたします。

(小口消費生活室長)

(資料第 4 号及び参考資料に基づき説明)

(樋口会長)

ありがとうございます。第 1 の議題の中でも、皆様から県と市町村の問題についてご指摘がございましたけれども、第 2 の議題としまして、今、ご説明がありました、県と市町村の関係についてご議論をお願いしたいと思います。

委員の皆様から自由なご発言をいただきたいと思います。よろしく願いいたします。いかがでしょうか。山岸委員、お願いします。

(山岸委員)

25 ページに岡谷支所を松本消費生活センターへ統合をするという方針を検討しているということが記載されておりますが、これは地元とか地域の反応はいかがでしょうか。

(小口消費生活室長)

地元には何回もご説明を重ねてまいりまして、市町村の窓口での取組も非常に重要だということで、現在、地元の方にもおおむねご理解をいただいておりますし、また、市町村の体制もかなり充実をしてきております。

(樋口会長)

いかがですか。織田委員、お願いいたします。

(織田委員)

少し全般的なお話をさせていただきたいんですけども、市町村に相談員を設置されているということで、これはとてもいいことだと思っているんですけども、実際、一般的な方たちは、その市とかに相談員が設置されているということを知らないんですね。ほとんどの方は、何か問題があるときは県の消費生活センターのほうに連絡するというふうになっていますので、市町村に相談員を配置されるようでしたら、もう少し PR をする必要があるのではないかなというふうに思いました。

それから、私が消費者問題に関わっていて思ったんですけども、問題がすごく高レベル化されてきているところがありますので、そういうものに対応する施設と、それから、これちょっと不思議だな、変だなと思ったときに、もう少し楽に、簡単に相談できる場所というのを、もう少し二極化してしっかり分けて周知していったほうが、相談しやすいのではないかなというふうに考えました。

それともう一つ。センターの窓口充実ですが、よく見ていると、一般の方たちにも聞こえるよう

な場所で相談を受けたりしている場合があります。そこは相談する側にしてみれば、多分、深刻な悩みを抱えていて相談する方だと思います。これから充実なさるようでしたら、プライバシーを保護した部屋とかを設置したほうがいいのではないかと考えております。そこら辺の充実をお願いしたいと思います。

（小口消費生活室長）

市で消費生活センターを設置いたしますと、かなり認知度が上がって、相談件数も多く寄せられるという状況があります。相談員の配置だけですと、あまり住民の方の目に触れないということだといけないので、相談員を配置した市町村窓口はしっかりPRをしていただくように働きかけをしたいと思いますし、今、おっしゃられたプライバシーの保護ということは、相談室を整備するとか、プライバシーが確保できるような部屋を設けるといったことも基金を使って可能ですので、そういったことも、市町村に重ねて周知をして使っていただけるような方向で進めていきたいと思います。

県のセンターはより高度で専門的、あるいは市町村のバックアップを、また、できるだけ一次的な相談は市町村のほうで担っていただけますと、今、おっしゃられたような分担ということで、トータルとしての消費者の安心・安全というものも守られるかと思えます。市町村の相談受付割合が21%から26%ぐらいと、少しずつ上がってきております。実際のところは、県でも一次的な相談をたくさん受けている状況にありますけれども、市町村の窓口を徐々に充実していただいて一次相談を受けていただき、困ったときは県におつなぎいただくという状況ができると、より身近に相談しやすい体制になるのではないかと考えております。

（樋口会長）

ほかにいかがでしょうか。重委員、お願いします。

（重委員）

今、織田委員がおっしゃったとおりで、二極化という方向は大事かと思えます。私たちはやはり身近なところに相談したいという気持ちがすごく強いと思えます。まだ市町村の窓口の充実が始まったばかりというところですので、今のところ、県のセンターのほうへの相談が多くなるのは仕方がないかとは思いますが、これからは身近なところに相談できるという、そういう方向を県と市町村のほうでつくっていただけたらと思えます。

その中で、私自身もとてもショックだったんですが、身近なところで学習会をやったときに、20代から30代の方たちから、困ったときには消費生活センターに相談するというのを初めて聞きましたとおっしゃられる方たちがまだまだいらっしゃいます。先ほど高齢者への広報というようなこともありましたけれども、特にきめ細かな広報を、私たち消費者団体としてもその点はしていかななくてはいけないところなんですけれども、やはり認知度を上げていくということが、皆さんにとって、また、県民にとって必要なことなのかなと思えますので、今後ともご努力をお願いしたいと思えます。

それから、先ほど申し上げたように市町村、主に市だったんですけれども訪問させていただいた折に、ある市では、消費者被害にあったときには消費生活センターへとか、市へとかというのを印字したトイレットペーパーをつくっておられました。一巻き見終わる頃には、何か困ったことがあったらそこに行けばいいんだというのが分かるというのがいいアイデアだと思いましたし、あと、電話のそばに張っておけるステッカーを配っているというような自治体もございました。

そういうような小さなことなんですけれども、それぞれの市町村の情報交換も、何か県のところを取り持っていただけると、皆さんのところへもう少し周知ができるのではないかと考えておりますので、よろしくお願ひしたいと思えます。

(小口消費生活室長)

認知度については、意識調査の中でも調べていきたいと思ひますし、いろいろな有効な取組については、市町村に情報提供をしたりですとか、広域あるいは複数の市町村で研究会のようなものも考えたいと思っておりますので、そういったところでも情報交換を行っていただければと思ひております。

(樋口会長)

私から一つ伺いたいんですが、基金を活用して体制がだいぶ整備されてきたということで、例えば消費生活センターが8市で設けられるというお話がありましたけれども、基金は時限的な措置と聞いておりますが、今後の見通し、市町村でつくられたそういう体制というのは、ある程度、ちゃんと継続をしていくということになっているのかなんですが。

今は確かに予算があるので取組もしやすいと思ひんですが、今後、なかなか個々の市町村でも財政的に苦しいところもおありだと思ひんですが、その辺、県としてはどういうご方針なのか。例えば国からお金が来なくても、県が全部対応するから任せてくれというくらいを言っただけであればいいんですが。そういうことはないでしょうか。

今後のポスト基金の体制整備ですね。どういう方向なのか。まだちょっと決めておられないと思ひますけれども、その辺もし伺えればぜひ願ひします。

(小口消費生活室長)

基金による助成は限られた期間ということですので、これにつきましては立ち上げの支援と考えております。市町村がセンターを設置したり相談員を配置することにつきましては、24年度までは基金が使えますけれども、その後は市町村の自主財源で対応していただくということになりますので、それを見据えて消費生活センターの立ち上げなり、相談員の配置を行っていただいているものと理解をしております。住民福祉の向上という意味でも市町村にとって重要な施策ではありますが、今のところ、国でその後の支援策というものは地方交付税とか一括交付金とかそういった対応となるようですので、市町村でその後は、自主的な対応をしていただければというふうに考えております。

(山崎課長補佐)

若干、補足させていただきますが、もともと21年に消費者安全法ができた際の考え方でございますけれども、非常に相談も含めて事案が複雑多様化してきているという状況の中で、現行の枠組みではなかなか対応し切れないということもございまして、県は高度で専門的な相談対応を、それから市町村については一次的な相談、更には地域に密着した形での啓発をぜひ願ひしたいという枠組みができたわけです。それに基づきまして、市町村に対する地方交付税につきましては、標準団体規模で、従前500万円だったものが1,100万円という形で、倍以上に増額されているという状況でございます。

先ほども室長が申し上げましたとおり、この基金は24年度で終了する予定となっておりますけれども、あくまで立ち上げ支援ということで、その先も見据えた形で、市町村に措置をしていただいておりますので、その後につきましては交付税等を活用して実施していく形になろうかと思ひております。

(樋口会長)

ありがとうございます。ほかにいかがでしょうか。関委員、願ひいたします。

(関委員)

質問ではなくて願ひですが、消費者相談というのは被害に遭った人たちが初めて声を挙げる場ですが、声を挙げていない被害者の方も大勢いらっしゃると思ひます。やはり被害に遭う前に、ぜひ被害に遭わないような啓発が必要だと思ひます。そこで、中学校のPTAの学習会とか、高校の卒業生、卒業年度の高校生対象の学習会とか、いわゆる消費者教育を、一般の大人だけではなくて小学生から高校生まで対象を広げていただくようなことを願ひしたいと思ひます。

(小口消費生活室長)

被害に遭う前の消費者教育・啓発というのは非常に重要なことでございまして、具体的に、例えば中学生ですと、消費者庁で中学生向けのDVDをつくりまして、私どもから中学校に活用をお願いしておりますし、今年は高校生向けの教材ができると聞いております。そういったものを学校の授業、大変忙しい状況にはあるんですけども、何とか工夫をして、短い時間でも生徒さんが学んでいただける時間があれば、被害の防止に非常に有効だと思います。そういった面で教育委員会とも連携をしているところです。

P T Aに対する啓発といった面では、出前講座といったものもありますので、そういったもので対応を考えていきたいと思っております。

(樋口会長)

ありがとうございます。いかがでしょうか、ほかの委員の皆さん、何かございますか。山岸委員。

(山岸委員)

意見と申しますか、情報提供と申しますか、1点お話をさせていただきます。

今日いただいた長野県のパンフレットの似顔絵を見ると、非常にいかにも悪そうな顔をしている人たちが並んでいるんですが、私のところに相談に来られる方、高齢者に限らないんですけども、本当にだまされているのかどうか半信半疑で来られるということがありまして、つまり悪質業者は必ずしも怖いとは限らないという感じを持っています。また、先ほど来、きめ細かな対応をという議論もありましたが、その具体的な手口についてより啓発できるような、あるいは実際問題どのように近づいてきたのかといったあたりがなかなか、私も抜けてしまうところですので、そういったあたりもぜひご検討いただければと思います。

(樋口会長)

非常に重要なご指摘だと思います。ほかの先生からもそういう話を伺ったことがあるんですが、いかにもそれらしき人でない人がそういう悪質な手口でということが多いので、パンフレット等、きめ細かくぜひ工夫をしていただけたらいいかと思っております。

せっかくの折ですので、この2番目の議題以外のことで結構なんですけど、貴重な場ですので、委員の方から、何かこの際にご質問、あるいはご意見等ございましたら、日ごろいろいろ考えておられることがあればご披露いただければと思います。いかがでしょうか。織田委員、お願いします。

(織田委員)

相談員の充実はとてもありがたいと思っておりますが、先ほどの基金の話で、それは一過性のものだということでしたので、先ほど関委員もおっしゃっていましたが、被害に遭う前に、遭わない啓発活動が必要だということとはとても大切だと思っております、その役割を担ってきたのは、各ところにある消費者の会という団体だと思っております。

今、そこが、先ほど塚平委員からもお話がありましたが、高齢化で消費者の会自身の活動も鈍ってきたと。県は消費者の会の活動にも支援をすることになっておりますが、そういうことを考えますと、ボランティアでやっているこの消費者の会の活用というのを、基金が使えなくなった時点で利用していくというようなことも含めて、もう一度、この会の充実というのを県も支援し、もちろん市町村も支援するというような形で、活動内容をもう少し明確にした形で活動していけるような、そういう支援をしていただくことによって、お金をかけなくてもちゃんと啓発活動をしていける、そういう体制づくりというものができるのではないかと考えておりますので、何とか、このボランティア団体をぜひ活用していただきたいと思いますというふうに思っております。

もう一回言いますけれども、簡単に相談したいというのが消費者なんです。先ほど、山岸先生がおっしゃったように、自分がだまされているということを知らないという方が多くて、指摘されて初

めて私はだまされたんだなというような方が多いものですから、例としては、隣の方がたまたま消費者の会の会員で、その方に相談したら、ではちょっとセンターに相談しようとか、行政に相談しようというような形になったという例もありますので、今後のことをもし考えていただければ幸いです、ぜひ消費者の会をもう一度立て直すという意味で、県の支援をお願いしたいと思います。

（小口消費生活室長）

直送便の配布につきましても、消費者の会の方のご協力を得まして、消費者の会の方から高齢者の方に配っていただいたところもございます。

そういったことで、消費生活センターをよくご存じない方が、消費者の会の方に相談をしていただいて、そこからセンターへつないでいただくことも非常に有効だと思っておりますし、現在、補助制度というようなものはないわけですが、活動が非常に重要だということは認識しておりますので、役員の方などからお話を伺ってまいりたいと思います。

（樋口会長）

例えば県内で消費者関係のいろいろな行事がありますね。そういうときに、実は私たちも、この審議会というのがあまり開かれないので、ぜひそういう場があればと思うんです。ネットワークをだんだん広げていくということで、そういうことの情報とか、そういうところで皆さんにいろいろな意見交換をしてもらおうとか、ともに考えるというような場をできるだけたくさんつくっていったほうがいいのではないかなと思うんです。

枠組みはある程度整備されてきているということだとは思いますが、実際、それを動かしていくためには、もちろん専門の人材も養成していかなければいけないし、それから、そういうボランティアの活動も強力に進めていかなければいけないし、それをつなぐネットワークをうまく整備していただくと、いろいろなチャンスにそのネットワークづくりをしていただくということが大いに行政に期待したいと思うんです。なかなか個々の団体では自分でネットワークを広げられない面もあると思いますから、イベントやセミナーなど、いろいろなものを活用しながら、地域の関係の方に集まってもらって一緒に考えると、そういうことを一つのきっかけとして、やっていっていただければと思います。

アンケートなんか、本当はそういうところでのきめ細かなアンケートもあっていいのかなと。無作為抽出のアンケートというのは、基礎資料としては非常に大事だと思いますけれども、さらに応用アンケートとして、実際にこういうパンフレットを受け取った方がどう考えておられるか、どう感じておられるのかとか。固いアンケートでなくていいと思うんですけれども、皆さんのそういうヒアリングの結果なんかも反映しながら、双方向で、消費者の方とやりとりしながら、あるいは事業者の方とやりとりしながら行政で広げていくという、そういう方向をぜひ期待したいと思います。なかなか具体的には難しいとは思いますが。

大学でも、そういう意味で消費者の講座もつくっていますし、できるだけ地域の方にオープンにしようとは思いますが、大学は大学、それぞれ縦社会ですから、企業のほうでも積極的に取り組んでおられるところがあると思うんですが、なかなかそのネットワークが広がっていかないの、やはりうまく機会をとらえて多くの方が意見交換ができるような形ができればいいのではないかなというふうに思いますね。

ほかにはいかがでしょうか、小金委員、お願いします。

（小金委員）

消費者行政は、相談業務・啓発業務など非常に奥が深いと思います。

事務職の方ですと3年くらいで異動されていますので、専門職を採用・育成していただき、相談・啓発・市町村支援など行っていただきたいと思います。

(樋口会長)

小金委員からご提案がありましたけれども、答弁はしにくいかと思いますが、ぜひご検討いただければと思います。ほかにいかがでしょうか。久保田委員、お願いいたします。

(久保田委員)

今、非常に問題になっている放射性物質による食品の扱いについて、消費者の立場からどのようにお考えになっているのか。学校給食もそうなのですが市町村によって対応はまちまちなので。

それから、スーパーでも表示を要請されるなどいろいろあるわけですが、その辺のところは、安心・安全な食品提供という立場から、国の動きなり、県のほうで何か検討されているんですか。

(健康福祉部食品・生活衛生課 大澤課長補佐)

現在、県全体としますと農政部が主になりまして、農産物の出荷時期の前に、その産物の代表なものを採取しまして放射性物質の検査を実施しております。その検査結果につきましてはすべて長野県のホームページ、また、プレスリリースをしまして、現在、信濃毎日新聞さんですとその都度の結果を掲載していただいています。それから、牛肉につきましても県内の4と畜場で、食肉になったものについてすべて全頭検査を行っております。

それから、環境、源流とか水道水、そういったものについても、定点といたしまして、ある一定の地域を繰り返し検査を行いまして、その安全性を確認しているところでございます。

それから、流通している食品につきましては、今、検査機器が環境保全研究所に、ゲルマニウム半導体検出機というものが1台しかございませんので、その1台が水道水ですとか空間の降下物ですとかすべての検査を行っており非常に忙しい状態でなかなか流通の物まで検査できない状況でございましたが、今月から、できる範囲でということで、前回、10月4日だったと思いますが、県外産、群馬県産と千葉県産の牛乳、それから栃木県産の梨につきまして、流通物として初めて検査を行いました。

今後につきましても、県民の皆様方、特に小さなお子様を抱えているお母様方からのご心配があるということで、特に魚介類等を含めて、農畜水産物の検査を実施していく予定でございます。

なお、今ご説明させていただきましたように検査機器が非常に少ないので、11月末にもう1機増設する予定としておりまして、12月以降、また検査体制がパワーアップできれば、その段階で検体数等を増やしてやっていきたいと思っております。

現状、そのような形で取り組んでおりまして、県内の流通している県外産のものが、これから検査をしていくに当たりまして、どのような時期にどのようなものが流通するのかということで、市場や食品の流通の大手の会社等に投げかけまして、これから検体採取に向けて準備を始めているところでございます。

今後につきましては、2週間に一度程度、検査機関の都合の中でできる範囲でやっていって、また検査機器の増設に伴いまして、その頻度、検体数を上げて流通食品の安全性の確認をしていくということでございます。これにつきましても公表いたしまして、県民の皆様方にすべて情報をご提供する予定でございます。

また、万が一、500ベクレルというセシウムの暫定規制値をオーバーした場合につきましては、当然、販売されているものでございますので、流通している品物、それから検体を採取したお店ですとか、同一のロットの物がどんなところに流通しているのか調べて、県民の皆様方に情報提供するとともに、産地である自治体にご連絡しまして、こういう結果だったということで、出荷規制等の指示がくだるような形になるかと思っております。

そのような形で、食品の安全性についてはこれからも努めてまいりたいと思っておりますので、ご理解のほどをよろしくお願いいたします。

(久保田委員)

なかなか難しい問題だと思うんです。今、いろいろな努力をいただいているとお聞きしましたが、安心してそういった食品類を購入できるという体制が望ましいのではないかと思います。出来るだけそのように、消費者の立場で考えていただきたいと思います。よろしくお願いします。

(樋口会長)

私も久保田委員に同感なんです。県でもご努力されている情報を発信されておりますが、消費者の立場でそれを正しく受けとめて対処していかなければいけないんですが、なかなか私ども個々の消費者としては、状況の全体像がつかめないものですから、個々の食品のいろいろ、例えば放射性物質の問題があって、あと全体として、地域全体でどういう影響が出ているのかとかそういったことも、あるいは国がどういう方向を進めているのかとか、分からない点もあります。

この審議会の範囲を超える部分もあるかと思いますが、先ほど例えばセミナーというお話がありましたが、せっかくのセミナーなどの機会にも、そういう専門家の方が地域の皆さんに正しく情報を伝え、情報の読み方とか、生活の仕方についての正しい情報をいただけるということがあれば、安心ということがよりしっかり我々の中に形成できるのではないかなと思うんですね。

ぜひ、こういう非常に難しい問題であればこそ、県のほうでもいろいろご努力いただければと思いますし、消費者のほうもそういうセミナーで学んだことを、またほかの方々にも正しく伝えていくというようなこともできるんじゃないかと。そうすると、先ほどの消費者の会のお話もありましたが、ネットワークが広がっていくこともできるのではないかなということなので、ひとつ、そういう厳しい状況をうまくというか、そういう中で新しい道をきちんと見出していくということが重要ではないかと考えます。ほかにも安全問題はたくさんありまして、実は放射性物質以外の安全問題を私はやっています、製品の安全ということでもお伝えしなくてはいけないことはたくさんあるんですが、個々の消費者の方にお伝えするのがなかなか難しい。たくさん製品がありますから、消費者用の製品の安全の情報というのを県、市町村、そして個々の消費者の方にどのような場でどのようにお伝えしていくのかと。確かにホームページ上には情報は載せていますけれども、使い方も含めて知っていただくということは大事なことで、今そういう意味では、消費者問題は、非常に重要な局面になっているのではないかと痛感しております。ぜひよろしくお願いいたします。

そろそろ時間も近づいてきましたが、ほかに何か、この際言うておくというようなことがございましたらお願いしたいと思います。よろしいでしょうか。

それでは、委員の皆様、長時間にわたりありがとうございました。今日、委員の皆様方からたくさんの貴重なご意見、ご提案などをいただいたと思いますが、ぜひ今後、消費者行政、県の消費者行政の中で、施策に反映していただければというふうに思います。

今日はこれで審議会の議事は一応終わりということですが、また、委員の皆様も、私もそう思うんですが、この場だけでの発言ということではなくて、ぜひ意見をお寄せいただいて、事務局のほうにも伝えていくということが非常に重要ではないかと思えます。せっかく第2期の委員も拝命しましたので、この審議会に出るということだけではなくて、日々の活動の中でご協力をしていくことができるというふうに思っています。

皆様にはご多用の中、審議会にご出席いただきまして、熱心なご審議をいただきありがとうございました。

(4) その他

(樋口会長)

では、その他として、事務局のほうで何かございますか。

(小口消費生活室長)

議題は特にはございません。

(樋口会長)

それでは、会議の内容につきましては以上ですので、マイクを事務局にお返しいたします。

5 閉 会

(小口消費生活室長)

本日は長時間にわたりご審議をいただきまして、ありがとうございました。本日いただきましたご意見の趣旨を踏まえ、今後の県の消費者行政の一層の推進に生かせるように取り組んでまいりたいと考えております。委員の皆様には、引き続き県の消費者行政につきまして、一層のご理解とお力添えを賜りますよう、お願い申し上げます。

また、本日の審議会の議事録につきましては、事務局で作成の上、後日、皆様にご確認いただくこととなりますので、お手数ですが、ご協力をお願いいたします。

それでは、本日の審議会はこれで終了とさせていただきます。本日は、誠にありがとうございました。